

# 地域医学教育態勢と新島襄の医学校設立構想

——一八八〇年代前半における展開

田 中 智 子

## 目次

はじめに

一 京都府下の医学教育

1. 京都府療病院

2. 私立医学校

二 京都府会における府医学校存廃論議

1. 医学校費地方税支弁の開始

2. 一八八二年府会の争点

三 京都民立医学社計画

1. ベリーの参画

2. 計画の特質と挫折

おわりに

## はじめに

新島襄は同志社創設の当初から、医学教育の実現を期していた。創設の翌年、一八七六年三月には、アメリカン・ボード宣教医テイラー (Wallace Taylor) を三年契約で雇用し、窮理諸学科を教授させるとともに、京都府に彼の医術開業を申請した。申請却下にもかかわらず投棄行為を行ったテイラーは府の抗議を受け、一八七八年五月、新島はテイラーを解約する。<sup>1)</sup>その後、新島の医学校構想が本格化するのは一八八二年のことであり、岡山県医学校雇の宣教医ベリー (John Cutting Berry) との二人三脚が始まる。しかし紆余曲折を経て、結局同志社医学校は設立されずに終わった。一八八七年十一月、京都看病婦学校と同志社病院のみの開業式が行われたことで、新島の構想はひとまずの決着をみる。

一八八〇年代において、同志社医学校はなぜ誕生できなかったのであろうか。まずはその理由を、従来の見解に探ってみよう。

佐伯理一郎編『京都看病婦学校五十年史』(一九三六年)は、次のように記す。「我京都看病婦学校の起源に遡りて之を考ふるに頃は明治十六年五月のことにてありき同志社に於て社長新島襄氏初め社員中村栄助氏数名相会してドクトル・ベリーを遙に岡山より招き其月三日をトして創立の協議会を開けり、此協議会の目的は曩きに医師大村達齋氏より其建仁寺内に設立せる汎愛医学校(生徒凡五十名)を同志社に提供せんとの申出ありしに。<sup>2)</sup>愈々契約と云ふ場合に大村氏に一大食言あり為に新島社長は大に感奮する処あり断然之を謝絶して直にベリー氏を呼び以て病院と看病婦学校とを先づ設立して徐ろに医学校を創めんと決心しベリー氏の同意を得るに在りし。」

この種の理解は、当時府議であり、以後同志社の主要役職も歴任する中村栄助が、一九三六年に回顧した内容にも

とづいた記述とされる。<sup>②</sup> 後述するように、ここで汎愛医学校とされる学校は正しくは洞酌医学校であるなど、中村の記憶違いは大きいが、ともあれ彼は、民間医学校主宰者大村達斎との関係を記憶にとどめ、契約上の行き違いで同志社医学校計画は一度頓挫したと説明している。最新の本井康博による考察も、新たな書簡の発見を契機に、新島と大村の関係を「違約騒動」として明らかにすることを試みている。<sup>③</sup>

一方、京都府知事北垣国道と新島との関係を示唆するのは、『京都府教育史』上（京都府教育会 一九八三年）である。同書は、「……新島社長は、十五年五月府会に於て医学校の廃止を決議した事を聞くと、直ちに山本覚馬、浜岡光哲、中村栄助等と打合はせ、当時上京第二十組大黒屋町に開業せる名医大村達斎と連名して医学校を引受け、生徒の方向を失はしめず、又地方病者の困厄を救護する道に尽したいと願ひ出でた。北垣知事は医学校廃止には全く反対であつたので、流星にこの伺ひは詮議に及び難しと却下した……」と記す。ただこの記述については、その後根拠が定かではないとの否定的な見解も示されている。<sup>④</sup> これは北垣が同志社に好意的な地方長官であるというイメージが強いからだといえる。確かに北垣の子弟は同志社に学び、医療行政に関してみても、一八八六年の同志社病院および看病婦学校設立は、彼の協力があってこそ実現したものである。新島の伺を却下するという措置は、同志社シンパとしての北垣像からは、想像しにくい行動だということになる。

次に、キリスト教勢力内部の問題がある。『同志社百年史』（一九七九年）が記すように、ベリーは医学校が多額の費用を要することから、来日諸宣教団による超教派でこれを設立することを計画した。<sup>⑤</sup> この点については、長老派のヘボンなどの理解も得られていたが、その場所をどこに置くかについては、京都を推すベリーへの賛意は必ずしも得られなかった。何よりも、アメリカン・ボード本部自体が超教派による医学校設立に反対したことで、計画は実現しなかったとされる。

さらに『同志社百年史』は、全体的な医学教育界の動向も説明に加え、「明治初期乱立していたわが国の医学校は一八八七ころより廃校となるものが多く、新設は困難な状況にあった。いずれにせよ同志社医学部は生まれ難い状況にあった。」と記している。

同志社医学校が創設されなかった理由は、以上四点、私立洞酌医学校、北垣府政、アメリカン・ボード他来日宣教師、医学教育政策の全体状況、との関係から説明されてきた。

だが、まず四点目の説明には修正が必要であろう。たしかに一八八七年十月一日、府県立医学校の費用を地方税から支弁することを次年度より禁止する勅令第四十八号が公布された。文部大臣管理下の高等中学校医学部となった千葉・仙台・岡山・金沢・長崎の医学校が存続する一方、愛知・京都・大阪以外の府県立医学校は廃校となった。しかし、私立医学校廃校の契機となったのは、むしろ一八八二年五月二十七日の文部省達第四号「医学校通則」公布である。卒業生が無試験で開業可能な甲種医学校と認定されるには、四年以上の修学年限の設定、臨床実験用附属病院の設置、最低三名の医学士登用、といった諸条件をクリアしなくてはならなくなった。『文部省年報』によれば、翌一八八三年以降私立医学校として残るのは、東京の二・三校のみという状況となった。同志社医学校構想の頓挫を医学教育政策の推移と結びつけるならば、むしろ医学校通則を理由に挙げる方が適当と思われる。

また、最初に掲げた中村の回想にもとづく理解は、そもそも洞酌医学校を汎愛医学校と混同している点であまり信用のおけるものではないし、二つ目の北垣知事と新島の申し出との関係についても、疑問が投げかけられたままの状態である。

厚い蓄積をもつ同志社研究であるが、この私立学校についての従来の考察は、文部行政、地域教育（府県学校）あるいは地方行政との関係性を問う視点が薄いままに進められてきた感がある。本稿の目的は、文部省の医学教育政策

を念頭に、府医学校を中心とする京都の医学教育、府政・府会との関係という視点から、新島襄の医学校設立計画の展開を明らかにすることである。医学校の問題を通し、地域高等教育態勢の形成過程において、キリスト教勢力としての同志社がどのような位置・役割を担っていたのかということ問うてみたい。

## 一 京都府下の医学教育

### 1. 京都府療病院

まず、一八八〇年代初頭に至るまでの京都府における医学教育の概況を理解しておこう。<sup>(6)</sup> ただし行論との関係上、財政の問題は本章に譲る。

明治四（一八七二）年十月、京都府は療病院建宮の告諭を發布した。市内寺院住職による病院建設嘆願書をまとめるなど、設置の立役者となったのは、府少属明石博高であった。

京都出身の明石は新宮涼閣に蘭医学を学び、一八六五年には新宮ら蘭方医と医学研究会を起こした。また、一八六六年には理化学研究会を組織した。後に岩倉具視の知遇を得、大阪の医学校や舎密局に学ぶ道が開かれ、さらに西洋医学や化学を究めた。西洋知識や技術の導入に積極的な榎村知事の目にとまり、明石は京都府属となる。

療病院掛兼務となった明石の周旋により、明治五（一八七二）年十月、ドイツ人医師ヨンケル (Junker von Langegg) が教師として着任し、十一月、粟田口青蓮院にて京都府療病院が開業した。一八七六年三月にはヨンケルに代わりオランダ人マンスフェルト (Constant George van Mansvelt)、翌年八月には代わってドイツ人シヨイベ (Heinrich Batho Scheube) を招き、外国人医師による西洋医学の摂取を継続した。<sup>(7)</sup> 外国語による教育に対応するため、

府仮中学校内に療病院管理の医学予科校が開設され、ドイツ語と数学の教師としてレーマン (Rudolf Lehmann) も招かれた。

このように一八七〇年代半ばから外国人数員による医学教育を府県レベルで実現していたのは、居留地を内包する地を除けば、愛知・石川・静岡・岡山、そして京都である。京都は西洋医学摂取への意欲という点で、先進的な地域であったといえる。<sup>8)</sup>

他府県同様、医学教育は病院と未分化の形で行われていた。一八七五年以降、療病院には常時百名前後の生徒が学んでいたようであるが、入退学の出入りが激しく卒業人数も不詳である。シヨイベの仕事も診療を主としており、講義は毎朝診察前の二時間にとどまっていた。しかし一八七〇年代の終わりから、教育体制が整備されていく。一八七九年四月、医学予科校(四年)・京都療病院医学校(四年)を療病院内に附設し、八月には京都療病院医学校通則により学課表を定め、生徒五十名を入学させた。また一八八〇年七月、五年がかりの工期を経て、療病院は河原町広小路に新築移転した。そして翌年七月、医学校は京都府医学校となり、療病院から独立したのである。

## 2. 私立医学校

一八八〇年代初頭、京都府下に存在した私立医学校としては、以下の二校が確認できる。その実態はよく知られていなかったため、新出史料にもとづく知見を紹介してみよう。

一校は、一八七九年十二月に開業した汎愛医学校である。<sup>9)</sup> 静岡県土族菅野慎齋が府に開業届を出して発足し、場所は二条河原町東入におかれていた。この学校は一八八一年七月には広島県に移転しており、それ以上の詳しい状況はわからない。ただ、府下においてそれなりの存在感をもった医学校であったことは間違いなく、府会議事録にもその

名は散見する。だからこそ中村栄助は、同志社と関係した洞酌医学校の名を汎愛医学校と誤って回想してしまったのであろう。

いま一校が大村達斎が設立した洞酌医学校であり、これが同志社と深く関わることとなる学校である。<sup>(10)</sup> 一八八一年二月十五日、堺町二条上ルで授業を開始し、やがて建仁寺久昌院に居を構えた。一八八二年六月には生徒増加に伴い、上京区第三十一組鉾田町五十二番地（京都舎密局跡）に移転している。一八八三年四月十七日現在で、教師四名、生徒百名の規模であり、校長代理の伊藤貢の下、四名の教員が教鞭を執っていた。伊藤の経歴は不明であるが、大村および四名の教師については、学歴や職歴がかなりの程度までわかる。

大村達斎（一八四〇～一八八九）は津山藩出身。西洋医学を学び、京都の漢蘭折衷派医師、大村達吉の養子となった。達吉は号を春城又洞酌楼と称し、衣棚下立売北にて開業していた。明治天皇に種痘を施したり、大村益次郎を手当てしたりといった経験をもつ、京都でも屈指の有力医師である。達斎は京都府療病院での解剖実習にも参加し、療病院への献金も行っている。府から医務取締副長や医師試験委員に任命され、一八八一年三月の「京都医師明細表」では筆頭に上がり、油小路出水上ル大黒屋町で開業していた。洞酌医学校設立と同時期に、府舎密局を引き継いだ私立化学校を設立すべく、明石博高らと結社したことも注目される。時期は不明であるが、プリマス派の同信社教会の信徒となり、キリスト教との所縁も深い。<sup>(11)</sup>

菅野虎太は宮城出身。一八六五年より仙台藩医学校で大井長嘯から漢医学を学んだ。続いて江戸で東山降延に外科学を、村上英信に仏蘭西学を学び、林鶴梁にも師事した。戊辰戦争に参加し宇和島藩に幽囚された後、一八七〇年から大学南校にて独逸学を修め、翌年から大学東校のミュラー（Leopold Benjamin Carl Müller）とホフマン（Theodore Eduard Hofmann）から独逸医学を学んだ。一八七七年、医学校副長となり、一八八〇年には愛知県医学校幹事兼開

業医術試験委員に転職、一八八一年二月より洞酌医学学校教頭となった。

森岡敬三は滋賀県出身。一八六九年より大阪舎密局にて理化学を、続いて大阪医学学校で医学を学んだ。一八七四年から堺県医学学校助教、翌年に度会県医学学校教諭、一八七六年三重県病院附属医学学校、翌年和歌山県病院教諭と、南近畿一带の県医学学校をわたり歩いている。一八七八年に外科医術開業免許取得、翌年堺県病院に赴任、個人開業の後、一八八一年には工部省鉱山局雇となり生野鉱山分局に赴任した。洞酌医学学校には一八八二年六月、教諭として着任する。

高屋賀祐は京都生まれ。一八七〇年にドイツ語と算術をレーマンから学ぶ。一八七三年より京都府療病院にてユンケルに師事し解剖学の他、生理学・理化学を研究し、一八七六年からは内務省京都試薬場雇となり、理化学・植物学・鉱物学・薬物学・処方薬をゲールツ (Anton Johannes Cornelius Geerts) の下で研究、一八七九年に療病院正則予科を卒業した。その間、京都府が設置する独逸学校に監督心得・権舎長・助教として勤めた。療病院予科卒業後、一八八一年一月まで本科に学び、シヨイベの下で組織学と生理学を研究した。この間、授業補・医学舎監督なども兼任している。一八八一年一月に依願免職となり、洞酌医学学校に移ってきた。なお、高屋は洞酌医学学校が廃校になると、一八八四年には長崎医学学校に招聘されている。<sup>19)</sup>

以上の他に、基礎教育を担当する加藤保吉が在籍した。加藤は大垣生まれ。大垣藩や野村藩で皇漢学や算術を修めた後、一八七三年より岐阜師範学校、一八七五年から愛知・大阪師範学校に学び、師範学課を修業した。翌年から四年間、志賀泰山の下で理化学を学ぶ傍ら、金石学・氣象学・代数・幾何学を研究した。一八七九年より岐阜県農学校にて理化学教員を務めていたが、一八八一年八月に洞酌医学学校教員となった。

本章全体のまとめを兼ねて、洞酌医学学校のレベルや規模について、府医学学校と比べつつ検討してみる。一八八二年



五月の医学校通則以前の段階では、府県医学校と私立医学校は同等の立場にあった。一八七九年二月の医術開業試験規則は、試験の免除は日本の官立大学（要するに東京大学）や欧米の大学の医学卒業証書を得た者に限ると定めていたからである。私立医学校は、西洋医学にもとづく開業試験通過のための予備校の意味をもっていた。洞酌医学校のスタッフについてみれば、東京大学医学士の称号はもたないが、その前身校や大阪医学校、京都府療病院に学んだ三名の医学教員を揃えており、ドイツ流の西洋医学を邦語で教授できる態勢にあった。京都府医学校が正則（洋書教育）の他に通則（邦語教育）課程を設けたのは、漢方医の子弟がこうした私立に流れるのを防ぐためであったともされる。一八八一年から一八八三年にかけて、府医学校の生徒数は、百十三、百十二、百三十二名と推移しており、これと比したとき、一八八三年四月に百人を擁していたという洞酌医学校の規模が、それほど小さいとは思われない。次章にみる府会の医学校費審議においても、汎愛・洞酌医学校の存在が前提となつて議論が進められている。

一八八〇年代における京都府下の医学教育は、高水準を維持する府医学校のリードの下、医師速成という現実目的に即して、私立医学校が不可欠な役割を果たしつつ展開しはじめたといえよう。

## 二 京都府会における府医学校存廃論議

### 1. 医学校費地方税支弁の開始

ここで改めて、京都府療病院の実状を財政面から把握しておく。

かねてから府による病院建設を切望してきた明石博高がその具体化に成功したのは、寺院勢力の協力を取り付けて、資金面の問題に見通しを立てたことによる。明治四（一八七二）年の京都府療病院開設布告は、願成寺・慈照寺・禅

林寺の三住職を發起人とし、市内著名寺院住職四十余名の連名で府に提出された病院設置嘆願書に対応したものである。三住職が療病院勸諭方となり、府下の寺院や医師・薬舗を中心とする数千名から十万円の資金が集められた。

この民間資金を元手とし、府が病院を管理・運営するという形態で療病院は運営された。その後も療病院は、教育に関わる予算も含め、診療費収入によって経営されてきた。ところが、前述のように医学課程が整えられ、校舎が移転竣工した一八七九年には、医学校費を地方税支弁に切り替えることが構想されるようになった。

第一回京都府会は一八七九年に開設されたが、四月十二日の経費議案第二次会では、七月から始まる同年度会計予算が審議され、計上された「予科医学校費」六七六四円五四銭七厘をめぐって議論が戦わされた。<sup>13</sup> 審議の焦点は、医学校費の地方税支弁の是非であった。それも民力休養の観点からというよりは、そもそも医師養成費用を民費から支弁することが妥当かどうかという、本質論のレベルで論議された。慎重論として、「縦令と将来ハ悉皆地方税ヲ以テ支弁スルモ十二年度ハ先ツ半額ハ地方税ヲ以テ支弁シ半額ハ医家ノ協同費ヲ以テスルコトト致シタシ」（吉井省三）という意見が出された。府が他の学校も有するなかで予科医学校のみが地方税支弁となるのはどうか、医家の利益を考えればその協同費から半分支出させることも妥当ではないかという論理である。しかし多勢は、「彼ラノ父兄ヲシテ予科医学校費モ幾分カ協同費ヲ出セト云フモ決テ行レサルハ真ニ觀易コトニテ随テ医学ノ道モ不盛大トナラン」（石田真平）「医学校ノ如キハ小学校ト異リ立派ナルお医者ヲ拵へ人民ヲ助ル者ナレハ誠ニ結構ノコトナリ」（糸井又助）「今日ノ旧医師ハ追々老朽シ随テ新医ヲ要スルニ急ナル折柄ナレハ更ニ地方税ヨリ支出スルモ差間ハナカルヘシ」（武内孫八郎）といった見解であり、新築費用計上への理解を求める府知事榎村正直の弁明をへて、総員起立により無修正で原案が通過した。

翌一八八〇年の府会では、府立学校費中医学予科学校諸費として、一万一〇六六円の予算が計上された。<sup>14</sup> 六月二十

四から翌日にかけて、内訳の各費目ごとに減額修正方向で決議がなされたが、特に全体の三割近くを占めるレーマンの給料が廃棄議決されたことで、予算は六五五六円に縮小された。ドイツ語を中心に医学予備教育を授けてきたレーマンを解雇し、日本人教員に切り替えようという措置である。さらに本府会では、予科費とは別に、本科費にあたる「医学校費」が新たに議案として提示されていたことが重大問題であった。七月八日の審議では、予科審議の折にこの本科費計上に関する当局の説明がなかったことや、かといってこれを廃棄し本科が消滅してしまえば予科の存在意義もなくなるなどが問題視されたが、結局は過半数で廃棄と決議された。しかし、榎村知事が原案執行の措置をとり、本科のための予算四九〇〇円はそのまま地方税から支弁されることとなったのである。

一八八一年の府会は、二月に知事が榎村から北垣国道に交代した後に行われた。<sup>15</sup> 今度は教育費中の医学校費という費目で、本科・予科を合わせ八八〇三元五九銭四厘が提示された。五月二十八日の一次会での争点は府医学校の存在意義であり、府当局（雨森菊太郎）からは、郡部における医師養成という目的について説明がなされた。郡部では、将来出身郡区にて十六年間医療に従事することを条件に、民費（協議費）から学資を支弁する貸費生徒の制度がとられており、現実に山城三十六名、丹波十五名、丹後十六名の生徒が在籍していた。しかしこの制度が本当に成功しているかが郡部選出議員からも問われた。議論は尽きず六月九日の二次会に持ち越されたが、ここで常置委員に委託し、学科課程再編による修正見積を審議することが可決された。常置委員案は、本科・予科の区分を廃し計八年の課程を五年に縮め、ドイツ語の原書による教育は最終学年でのみ行い、四年間は日本語にて教育しようという計画であった。「良医ノ欠乏シテ教育スルノ急須ナル時ニ当リ其規模ノ宏遠ニシテ学科ノ高尚ナルスノ如ク随テ亦巨額ノ経費ヲ要セサル可ラサルヲ以テ稍一般ノ民情ニ適セス」という判断が働いたのである。<sup>16</sup> 本案が了承され、府医学校は変則医学校として維持し、予算は五九四六円六十五銭に縮減されることになった。これに伴い、外国人教師シヨイベは解任された。

本節の内容をまとめておこう。前章で述べたように、一八七〇年代末から医学教育の充実を志した京都府は、設備や学課目などを改善し、独立した医学校としての整備を図ることでこれにあたった。同時にこれを契機とし、病院収入でまかなわれていた医学校費の地方税支弁を恒常化させることに取り組んだ。ところが府会の合意は簡単には得られず、楨村知事は原案執行の強硬手段に出た。続く北垣知事の下での府会では、常置委員に対応が委ねられた。彼らは高いレベルの教育ではなく、速成教育に重点を置く医学校とすることで予算をスリム化するとともに、医学校の実質的な有用性を高めようと考えた。

この三年間の府会を振り返った府議の次のような総括がある。「該年度〔一八七九年〕ノ如キハ我府民ノ智識未ダ発達セシテ府知事ノ顔ヲ見レバ目モツブレルガ如ク思惟スル者多カリシニ其勉メテ説明維持セシニヨリ心ニ負担スルヲ欲セザルモ其威ニ恐怖シテ唯々其意ニ従ヒシモノナレバ真ニ認可セシモノト謂フヘカラス依テ十三年度ニ至リテハ議會ノ輿論之ヲ無用ノモノトシテ廢棄セシニ内務省ハ之ヲ許サスシテ原案施行ノ圧令ヲ下シ議會ノ許サザル費金ヲ徴収セリ如斯ノ故ヲ以テ十四年度ニ於テハ不得止変則ノ医学科ヲ制シテ之ヲ存シタレトモ決シテ輿論ノ認可セシモノニアラス」<sup>17</sup>——医学校問題をめぐり、府当局と府会の間にはしこりが残ったまま、一八八二年を迎えることになった。

## 2. 一八八二年府会の争点

一八八二年の通常府会では、医学校費の実質審議にあたる二次会が四月十日から始まった。<sup>18</sup>府当局の提示した予算は、前年の約二倍に上る規模の一〇〇一円九錢三厘であった。審議は各項目ごとに行われたが、最初の俸給審議の際から、廢棄説が提起されることになった。俸給廢棄論はすなわち医学校の成否存廢に関わる議論である。廢棄説はまず森務が提起したが、中心的論客となったのは伊東熊夫であった。

伊東熊夫（一八四九—一九二二）は、綴喜郡普賢寺村選出の有力議員であった。一八七九年三月から翌年七月、さらに一八八二年二月から郡部会副議長を務めた。製茶業を営み、一八七八年八月には京都府山代茶業者総代会代議員に就任、以後茶業界で活躍した。一八八一年十月から一八八三年三月まで南山義塾の初代社長を務め、一八八二年三月には立憲政常議員となった。後には衆議院議員にも当選し、自由黨員として活動した人物である。<sup>19</sup> 彼は、「如此モノヲ保存スル以上ハ適マ一二ノ有志者アリテ私立ノ医学ヲ興スモ為メニ幾許ノ妨害ヲナシ其目的ヲ達セシムルコト能ハザルニ至ラン本員ハ中学校ニマレ医学学校ニマレ斯ノ如キノ性質ヲ有スル学校ヲ維持スルニ地方税ヲ以テセントスルハ常ニ大ニ嫌忌スル所ナ依テ徹頭徹尾廃棄論ノ主張セン」と、府医学校を廃止し私立の医学教育を奨励する立場を表明した。

一方、これに対抗する論陣を張ったのが田中源太郎である。田中は周知のとおり、府会を代表する有力議員であり、このとき府会の議長であった。彼は、器械や薬品に多額の費用を擁する医学校は、中学校と異なり有志が容易に設立できるものではなく、府医学校を有志に譲り渡して継続させることも難しいと述べた。

医学校存続派は、田中源太郎のほか、西村七三郎・浜岡光哲・中村栄助ら区部常置委員を中心とし、対する廃止派が伊東・森のほか、垂水新太郎・吉井省三などの郡部選出府議を主としていたが、結局、後者による俸給廃棄説は二十一対三十四で否決された。そして、予算審議は各項目をそれぞれを縮小する方向で、逐次修正可決された。

議論紛糾の折から、二十二対三十一で三次会も開かれることとなった。四月十三日の三次会は、二次会での下方修正を項目ごとに順次可決していったが、最終局面において、二次会まで存続論を唱えていた中村栄助が突然翻意し、「議場ノ景況ナルヲ見テ到底完全ナル医学校ヲ維持スベカラザルヲ知り此ニ之ヲ断念シ……寧口医学校ヲ全廃セント欲スルナリ」と述べ、医学校費全廃を建議した。<sup>20</sup> また同じく存続の立場にあったはずの浜岡光哲も、「無暗減法ニ減少セ

シ費額ヲ以テ之ヲ維持センヨリハ寧ロ全廢シテ速カニ其繼續者ヲ搜索シ之レニ委スルノ勝レルニ如カズ」と主張し、これに同調した。田中源太郎によると、「行政者ト議定者トノ間ニ於テ原案保護ノ依頼云々アリシ」との噂があり、「是迄ハ独リ行政者ノミノ圧制ナリシニ昨年来ハ又常置委員ノ圧制ヲ併セ受クルニ至リタリ」などと唱える議員もあつたという。前年、北垣知事の下に常置委員が動いた手法に対する不満が一部議員の間にくすぶっていた。田中はこうした状況が原因だと言ひ、中村の全廢建議を破棄した上で、一次会から再議することを主張した。しかし府会はこれを容れず、中村の医学校費全廢説を二十七対二十四の僅差で可決するにいたつたのである。

四月十五日、西村七三郎らより再議の希望があり、議会はこれを可決、五月五日に審議した結果、再び医学校費全廢が可決された。また五月二十六日には、府当局から再議指令が下つたが、府会は再議自体を否決、さらに二十九日には、田中源太郎が重ねて再議を建議したが、これも否決された。要するに、正・副議長や府当局が再三にわたり再議を要求したものの、医学校費全廢は動かかなかつたのである。

六月一日、府会が北垣知事宛に提示した否決理由書には、次のように書かれている。「府下有志ノ士其閉校ナランコトヲ惜ミ同心協力シテ之カ維持ノ目的ヲ立テ繼續ヲ乞フノ企望アル由」「今後医学ニ熱心ノ士及ヒ教育上多年經驗アル者ニシテ或ハ数人申合セ将来ノ維持ヲ成サント請フ者アラハ之ニ繼續ヲ任スルハ本会ノ素志ナリ」<sup>23</sup>——ここにみるように、医学校費廢止は、引継ぎ手の存在を想定しての決定だつたことが重要である。

伊東は四月十一日(二次会)より、「諸君ハ何故如此モノヲ以テ地方官ニ依頼シ地方税ヲ以テ支弁セザルベカラズトスルガ如キ卑屈未練ノ考ヲナスヤ当府ニテハ汎愛医学学校閉鎖セシト雖トモ尚洞酌医学ノアルアリテ医生ヲ養生スルノ道存セリ」<sup>24</sup>と、洞酌医学学校の存在に触れるとともに、「本校繼續者ノ如キハ必ず之アルヲ知ルナリ若仮リニ其者ナシトセバ本員ハ誓テ之ヲ率ヒ来ランノミ」と自信をみせ、廢棄論を堅持していた。対する田中源太郎は「全体痛快ノ論ヲ

吐ク者ハ兎角自由ニ流レ改進ヲ謀リ民度ヲ誤ルコト少カラス<sup>(25)</sup>」と民間の力量に懐疑的であり、洞酌医学校に対する評価も「維持は」頗ル困難ヲ極ムル由ニ聞ケリ<sup>(26)</sup>」と厳しいものであった。

伊藤の説明は五月五日（三次会）になると、「現在之レヲ継続セント欲スルノ有志輩ヲ探リ得タリ」「又其有志者ノ資本金タル大凡貳万貳千円許リナリト」「継続者タルモノハ何々医学校ニ校長セシトカ又何処其処ノ医学校ニ於テ数年間教授セシ者トカ又何今日継続セシメタルトキハ明日ヨリ寢食ヲ忘レテ世話スルトカ云フ程ニアラサレトモ本場ニ於テ継続者アリト公言セハ其姓名ハ明言シカヌレトモ必ス信用ヲ置クニ足ルノ人物ナラン<sup>(27)</sup>」と、医学教育者ではない人物の存在を匂わせるものへと変わっていく。

府会ではついに最後まで引継ぎ手の名は明言されなかったが、それが誰であるかは暗黙の了解となっていた。「社会ノ為メニハ一身ヲ惜マサルモノナリ錢儲ノ為メニスルニアラス」「本員ノ見込ミシ人物ハ大ヒニ世上ニ信任セラル、モノニシテ八十万人モ安心シテ継続セシメラル可キナリ」（吉田喜内）であり、「宗教家ニテ云々ノコトモ聞込タレトモ一旦之レニ放任スルトキハ従来ノ法ハ必ス変スルナラン」「其人タルヤ必英法ヲ拡張セントスルモノナラン而ルニ今此人ニ継続セシムルトキハ今ノ法則ヲ変シテ英法ヲ以テ教授スルコト必セリ<sup>(28)</sup>」と田中に懸念される人物、それは明らかに新島襄であった<sup>(29)</sup>。

伊東と新島は、いつどのようになり合ったのだろうか。確証はないが、新島は一八八一年夏以降、古沢滋・土倉庄三郎といった近畿民権運動関係者と頻繁に接触している。十月中旬、新島宅を訪ねた古沢は大学の必要を説き、土倉は同志社への経済的援助を申し出る<sup>(30)</sup>。彼らは同年創設された立憲政党的中心メンバーであり、伊東も常議員である<sup>(31)</sup>。新島が伊東を知ったのは、この立憲政党的関係者を通じてではないかと想像される。

伊東と新島の関係は、府下田辺の南山義塾にもっとも反映されている<sup>(32)</sup>。南山義塾は一八七七年、京都の儒者である

山口正養を迎えて有志が創設した私塾・盍簪家塾を前身とする。一八八一年八月、南山義塾と改称して仮開業し、校舎や学科目、教員の充実を図った。小学校卒業レベルの生徒に、物理・博物・経済・生理など西洋の学問を教授した。先に記したように、その初代社長であった伊東は、いわば南山義塾の創始者である。新島は府会会期中の一八八二年四月三十日、南山義塾の正式な開校式に臨席し、祝辞を寄せている。また、東京英学校を主導する弟子、和田正幾を南山義塾の教師として推薦していた。

世間では、大村の洞酌医学学校もしくは同志社が府医学学校を継続するという風説が飛びかっていたが、伊東は「姓名ハ公言シ難シ尤モ一人ニ非ス二三名ノ同志者アリテ七月一日ヨリ継続スル見込ナリト思フ」と、新島一人の所業でないことをほめかしていた。新島は六月七日、大村と「医学病院寄附金ノ相談」をし、八日には伊東の訪問を受けている。<sup>(35)</sup>府医学学校の引継ぎは、新島―大村、伊東の協同策として動き出していた。

こうした動きに対する北垣府政の対応は次のようなものであった。北垣は四月十一日から五月十二日まで上京しており、日記『塵海』（京都府立総合資料館所蔵）には、当該期の関連叙述として「府会議員石川来リ医学学校ノ事ヲ具申ス」（四月八日）、「田中源太郎来リ医学学校費ノ事ヲ談ス」（七月十八日）の二記事しか見出せない。府医学学校と新島をめぐる北垣の意図を明確に知りうる史料は、六月十四日の府会閉場式演説のみである。<sup>(36)</sup>彼は「教育中医学ハ実ニ急務中ノ急務」とし、「継続者二十分ノ者アレハ各員ノ満足セシモ如何ニ見ルモ各員ノ満足スル継続者ハ未タアラサルナリ何トナレハ医学ナル者ハ議會ニ於テモ緊用ト見認メ行政者ニ於テモ緊用ト見認ムル以上ハ資力ノ足ラサルモノニ輕々ニ継続セシムルコトハ出来サルナリ故二十分ノ継続者ヲ求ムレハ少クトモ十万円ノ資本ハ備ヘサレハ継続セシムルコト能ハサルナリ」と述べて、資力が不十分な継続者に医学学校は任せられないと結論付けた。そして、「府県会規則第五条ニ由テ内務卿ノ裁定ニ由テ其局ヲ結ハサルヨリ他ニ致方ナキナリ」と、原案執行を宣言したのである。実際、五月



中に東大卒の医学士猪子止戈之助や斎藤仙也が月俸百円で一等教諭に任じられており、府当局において医学校の廃止はほとんど考慮されていなかったと思われる。<sup>(37)</sup>

本節を、府会で新たに表出した議論に即してまとめておきたい。

四月十四日、中村は教育費中の区町村教育補助費の項目に準拠して、幾分か医学校に対する補助費を置きたいと述べた。これは一旦廃案となるが、翌日には浜岡もアメリカのチャーター制に倣った制度として、補助費の捻出を要求した。同志社に近い彼らが、新島による引継ぎ計画を知り、援護射撃をした可能性がある。<sup>(38)</sup>伊東も「区ニ町村ニ裨益スル学校ナレハ渾テ補助シテ可ナリト思フ……私立学校ナレハ府知事カ監督セラレヌト云フコトハナキ苦<sup>(39)</sup>」と述べて、補助費の支出を唱えた。

区町村教育補助費は、教育令（改正）第二十五条「町村費ヲ以テ設置保護スル学校ニ於テ補助ヲ地方税ニ要スルトキハ府県会ノ議定ヲ經テ之ヲ施行スルコトヲ得ヘシ」にもとづく費目であるが、ここで示されたのは拡大解釈であった。そして当局の雨森府属自体、「区町村補助費トハ公立学校ニ対シ補助スルノ精神ナリ私立学校ト雖トモ公立ニ代用ス可シト見認ムルトキハ補助スルナリ其他公立ニモ非ス又公立ニ代用ス可カラザル分ハ地方税ヲ以テ補助スルヲ得ザルモノ<sup>(40)</sup>」と、場合によっては公立の代用となる私立に補助金を与える可能性も示唆していたのである。結局は伊東が補助金なしの学校の方が好ましいとの意から提案を取り下げ、沙汰やみとなったが、この議論は、学校の経費支出主体と運営主体に関する問題をはしなくも提示していたといえる。

この府会は、中学校費に対する地方税支弁も否決していたが、医学校の新島の場合と同様、中学校は本願寺が継続するとの噂が流れ、暗黙の前提になっていた。<sup>(41)</sup>北垣は医学校のような原案執行措置は採らなかったが、号外議案「中学校維持法」（講堂を府会の議事堂に供用して地方税により支弁する）を通して経費の一部を捻出し、東西両本願寺か

らの寄附を得ることで、中学校維持に漕ぎつけた。<sup>(42)</sup> 医学校のような原案執行措置は回避した点では対照的であるが、本願寺に委譲はせず資金のみを引き出しており、学校運営を任せなかった点では共通している。民間に委ねて補助金を与えるのか、府の学校として民間から寄附金を得るのか、二つの選択肢が発想されていたわけだが、「爾来種々風説もあれど府知事ハ飽までも該校を保存して干渉教育を為さんとの目的と見え」<sup>(43)</sup>と新聞に報道されるように、北垣の教育政策は「干渉教育」、すなわち府が教育の運営主体となることを保持する方針であった。この点、「諸学校通則」の下、京都府尋常中学校を大谷派本願寺へ経営委託した一八八〇年代後半段階とは異なることを認識せねばならない。<sup>(44)</sup> 新島に医学校を引き継がせなかった北垣の判断は、キリスト教の学校であることへの懸念からではないとは言いがたないが、まずはその経済的力量を信頼できなかったことに理由は尽きるだろう。しかし本願寺のような財力があつたとしても、当該期の北垣の「干渉教育」政策の下では、新島が委譲を受けることは難しかったのではなからうか。

### 三 京都民立医学社計画

#### 1. ベリーの参画

府医学校の引継ぎは頓挫したが、新島の医学校設立計画は鎮火しなかった。

中村栄助は、「明治十五年の夏、基督教々役者の間に、日本伝道上の対策として、神学教育と並行して必要なるものは、即ち医学教育であると云ふ意見が持ち上った。而して新島先生、松山高吉の二名を委員に挙げ、之が実行方法を当時有馬に避暑中であつた宣教医ベリー博士に願つた」<sup>(45)</sup>と述懐している。しかし新島と松山が有馬のベリーを訪問したのは、前年の一八八一年夏のことであり、一八八二年夏にベリーが有馬にいたのは確かだが、東北旅行中の新島が

有馬を訪ねたという記録はない。<sup>(46)</sup> 新島は一八八一年暮れには、ペリーに大村を紹介しようとしていた痕跡があり、すでにこの年から、新島と大村の關係、新島とペリーの相談が始まっていた可能性がある。ただ計画が具体的に進みだすのは、一八八二年府会終了後、秋のことと考えてよい。

ペリーは十月十五日頃に、京都と岡山どちらで会うかを尋ねる書簡を新島に送った。<sup>(48)</sup> 大村と相談した新島の返答をふまえ、ペリーは十月三十一日付の書簡で、妻の出産が間近なので、希望があれば大村同行の上、来岡してほしい旨を新島に告げた。<sup>(49)</sup> 「同志社大学設立之主意之骨案」(十一月七日)に、大学の学科に「宗教兼哲学」「法学」とともに「医学」を設けると明記した新島は、十一月十六日、松山高吉とともに岡山を訪問した。ペリーをはじめ岡山ステーションの諸宣教師と医学校設立について協議を始め、二十日には、校則の翻訳にとりかかった。<sup>(50)</sup>

十二月十二日付の新島宛ペリー書簡は、ペリーの考えの特徴と、新島が異なる意見をもっていたことをよく物語っている。要旨は以下のとおりである。

- ・ 行政府に却下される懸念があれば、新島と大村は、京都ステーションメンバーのアドバイスの下に、ペリーの示した規約を変更してもよい。ただし、外国人寄付者の信用を保証する条目は削除してはならない。
- ・ 日本人からの寄付のみで、不十分な当座の医学校を設立することは避けたい。なぜなら、医学校通則が適用された強力なライバル(福岡・岡山・大阪・東京の各府県医学校)が多く存在するのが現状だからだ。遠方の生徒も確保するために、“morality”のみならず“ability”でも特筆される学校を持たねばならない。
- ・ 外国勢力、すなわち“our Mission”・“American Board”・“American Philanthropist”の協力が要る。アメリカン・ボードの援助があれば、一人かできれば二人の外国人医師を雇用できる。
- ・ 外国人の権利濫用は避けるような規約になっているから、新島と大村でよく説明すれば認可されるだろう。二

人で京都府知事と非公式に面会して、正直に十分説明し、彼の公的権限下にあつては何が認められるかを理解されたし。

要するに、新島や大村は、当初は小規模でかまわないから日本人の寄付金のみで設置すべきであり、それであれば認可もおりにくいと考えていた。これに対してベリーは、本格的医学校設立の必要があり、そのためには外国人からの寄付が不可欠だと捉えていたのである。そしてその権限は規約で保証されねばならなかった。アメリカ人個人慈善家の寄付は新島も認めるところであったから、問題は、アメリカン・ボードの支援を仰いで大規模な医学校にすることの可否であった。<sup>51)</sup>

来日以前から日本での医科大学設立を夢みていたベリーであるが、彼は五月に公布された医学校通則の内容、すなわち、四年課程、三人以上の“Doctor”の配置、病院附設といった甲種医学校（卒業生は無試験で開業可）の認可条件をよく理解していた。“Doctor”の称号をもつ外国人医師がいれば、東大卒業生を揃えなくてもこの条件をクリアできる。また、七月十五日に文部省達第五号が定めた医学校設置認可の手続きについても、ベリーは理解していたと思われる。私立医学校も町私立同様、臨床実験用の病院の種別（附属・単立等）、その位置と医学校までの距離、臨床実験のための患者定員を具して伺い出、尋常患者の概数、名称、院長履歴も開申しなければならなかった。認可を下すのは府知事である。だからこそ、彼すなわち北垣との関係に神経を遣っているのである。

明くる一八八三年一月十日、今度はベリーが京都を訪問し、グリーン宅で新島や同志社の教師陣と医学校計画を相談した。<sup>52)</sup> 帰岡したベリーは一月十八日付で新島に書簡を送り、“Ono”に京都に行くよう勧めたことを知らせている。<sup>53)</sup> “Ono”とは小野俊二のことであり、いわばベリーの神戸時代からの弟子である。一八七四年四月の神戸公会創設メンバーとして受洗し、ともに飾磨県方面への伝道旅行にも出かけている。一八七七年五月、一時帰国するベリーと同船

して渡米し、フィラデルフィア大学医学部に学んだ後は、帰国して奈良病院長に着任していた。<sup>54</sup> 年が明け、医学校設置はいよいよ現実化しつつあった。

## 2. 計画の特質と挫折

以上のやりとりのなかでまとめられたのが、「医学校規定」と題される史料と推定される。<sup>55</sup> この草案は作成時期不明とされてきたが、外国人寄付者や政府の法令、京都府との関係に触れている点で、先に分析した一八八二年十二月十日のペリー発新島宛書簡の内容に合致しており、新島が和文で整理した当該期の草案と考えられる。また、この英文版と推定される史料も残されている。内容は以下のとおりである。

一 社名を京都民立医学社（“Peoples Medical School of Kyoto”）と称す。医学校に関する政府の法令に従い、政府から他校に与えられた特典の要請も行う。

二 本社では、内外を問わず、土地物品家屋金銭などの寄付を受け付ける。

① 医学校…本校の授業は英米二国の医学を採用する。

② 看病人学校…看病人の心得並びに実施法を授業する。

③ 病院並施設所…医療実施は勿論、慈仁を本旨として患者の便益を計る。

これら学校病院等の位置は京都府下、止むを得なければ京都近隣の地を選ぶ。

三 本社の事務は次のような選挙方法で選んだ委員七人に委任する。

① 委員七名のうち六名を三組二人ずつに分け、順次一年ごとに改選する（三年任期）。一人は監察員から毎年

改選して選ぶ。

② 委員のうち四名は社員が、二名は客員が選任する。欠員時はそれぞれ社員・客員自体から補充する。

四 社員は校中幹事や他の役員を選任、その職分権限の規定にあたる。全校の支配・会計等に関する規則細則の編成を行う。ただし政府の規定や当該規定と抵触しないようにする。

五 外国人寄付者はその国の総代を選ぶ。総代は、在留該国人のなかから二名、客員を選出する。客員は年何回でも本校を巡覧し、生徒や患者の実況を視察し、規則細則の点検を行い、特に外国人の寄付金を調べ、学校病院がその主旨目的に背いていないか監察する。生徒や病院の巡覧と規則の点検を行う。

ただし委員二人を選任する義務は、二十年後には同志社社員に譲り渡す。

六 本社より要請を受けた府知事、区長、府会議長が監察員に就任する。監察員は年二回、本校を巡覧し、生徒や患者の実況を視察し、規則細則の点検を行い、本校設立の主旨目的に背いていないか監察する。

まず述べられるのは、政府の法令にもとづき、甲種医学校の認定を申請するという目標である。だから京都立医学社は、単に医学校のみを有する組織ではない。病院設置は必要条件であり、これに看病人学校を加えた三位一体の総合医療機関として構想された。<sup>(56)</sup>当初の京都市立「医学校」を「医学社」と訂正した跡があるのは、そのためだろう。

教育方針に「キリスト教」の文字は登場していないが、「英米二国」の医学にもとづくことが明記されている。<sup>(57)</sup>この点、前章に述べた府会での田中源太郎の懸念は当たっていたということになる。ダーウィニズムの浸透に対抗し、キリスト教の価値観に基礎をおく医学教育を目指すベリーは、東大卒医学士の着任によりドイツ系医学が主流となった岡山県医学校において、居場所を失いつつあった。<sup>(58)</sup>まずもって英米流医学の採用が掲げられたのは当然であろう。

資金は、日本人外国人双方からの寄付によるとされ、外国人寄付者の代表は、「客員」として運営に関わることになっていた。これはアメリカン・ボードの支援を想定したものであることは先ほど述べたとおりである。

一方、府知事・区長・府会議長が「監察員」に指名されている。「監察員」は「客員」同様、オブザーバー的構成員として、定期的な査察を行うとされた。つまり京都民立医学社は、アメリカン・ボードと京都府を同時に運営体制に組み込んだ機関として発想されていた。<sup>(59)</sup>

設置場所は京都府下としながらも、場合によっては京都近隣の地も選択肢に入れている。ベリーは、大村・新島の他、医家子弟のクリスチャン川本恂蔵、神戸教会の松山高吉、大阪教会の宮川経輝などを結社メンバーに考えていた。<sup>(60)</sup> ベリーが京阪神一帯のキリスト者による運営をイメージしていたのに対し、新島はすでに伊東や中村ら府議との関係を培っており、大村を含め、京都での民間人脈を重視していたと思われる。「同志社医学学校」ではなく「京都民立医学社」である点に、後の大学設立運動における「明治専門学校」構想につながるスタンスをみてとることができる。

結社の経緯は先行研究も記すとおりである。一月十八日、新島邸に新島・大村・中村・同志社教師市原盛宏の四名が集まり、小野とベリーを招聘する好機会であり、そのためには結社が必要であることを合意した。<sup>(61)</sup> さらに一月二十三日、河原町商法会議所にて再び新島・大村・伊東・中村の会合が行われ、具体案が固められた。月百六十円、年千九百二十円の支出が計上され、医学学校創設のための結社を設立すること、大村所有の公債証書二万八千円を預金して利子月二百六十円を得、新島・大村・伊東・中村・市原の五名で結社することを決定した。また、翌日中に大村と新島それぞれから、小野に月給五十円での就任を依頼することに決した。

しかし大村の思惑は、洞酌医学学校校員の同意を得たものではなかった。伊東貢ほか三名は、大村に声明文を送り強く抗議した。<sup>(62)</sup> 「許多ノ歳月間家事ヲ抛チ専ラ校務ニ勉勵」してきた彼らにとつて、「今般俄カニ此迄嘗テ関係ナキ人々ト御結社被成従前心力ヲ注キ候我輩共ヲ御疎外被成候」しかも「結社ノ人々ヨリハ更ニ出金無之」という状態は、「平素篤実誠信ヲ旨トスル先生ノ御行為トモ不相心得」受け入れ難い計画であった。英米医学の採用を掲げた点も、ドイ

ソ系医学に則ってきた彼らの存在を無視した措置と映ったことは、想像に難くない。

裏切り行為として内部の反発を買った大村は、二月九日、新島・伊東・中村・市原宛に資金提供の困難を詫びて出た。翌日新島は「大村氏違約ス」とし、結社が難しくなった旨を記している。<sup>(63)</sup> 京都民立医学社計画は水泡に帰し、医学校構想は振り出しに戻った。

## おわりに

本稿では、国や京都府の教育行政を踏まえ、蓄積のある同志社―新島襄―アメリカン・ボード研究を再検討した。医学校問題に関連して、従来の研究の細かい事実誤認についても、修正ができたと思う。

一八八二年の京都府会における府医学校存廃論は、地方税支弁の可否をめぐる争われた。議事録を注意深く読むならば、争点はこの学校を民間勢力に委ねることの是非、さらに隠れた議論の焦点は、民間勢力一般ではなく、洞酌医学校の 大村達斎と結んだ新島襄に引き継がせることの妥当性であったことがわかる。そして京都府会が事実上、新島への府医学校委譲を可決したということは注目に値する。民力休養のため教育は民間に委ねるべしとの強硬な主張をもち、立憲政党や南山義塾を通じて新島と親交をもった府議（伊東）、および親同志社派の府議（特に中村）の存在が、それを可能にしたといえよう。

北垣知事は前任者榎村正直と異なり、正・副議長の力を用いながら、原案執行措置を採らずに済むような努力を重ねた。しかし府会は医学校費廃棄に強硬であり、北垣は最終手段の原案執行を決意した。同志社・新島と友好的な印象のある北垣であるが、一八八二年五月段階では、府会の決議に反して地方税支弁による府医学校の経営を堅持し、



これを新島に引き継がせようとしなかったのである。<sup>64</sup> 歴史の禁し手とされる「仮に」の話であるが、府会の決議がそのまま実行に移され、府医学校が新島に委譲されていたならば、今日の同志社大学は医学部を有し、京都府立医科大  
学は存在しなかったかもしれない。

同志社の経済力への低評価、および府の主導性の確保という北垣の「干渉教育」政策が、この結果をもたらした。加えて、着任後一年余の北垣が、新島について未だ確たる印象を持ち合わせていなかったことも作用したと思われる。北垣が新島と直接面会してその教育意図を理解し、同志社生徒への学費補助を決定するのは、当府会の半年後、十一月のことである。再び「仮に」の話であるが、府会の府医学校廃止・新島への引継ぎ決定がもう一年遅かったならば、あるいはこれを容認したのかもしれない。ちなみに、田中源太郎や西村七三郎といった引継ぎ反対派議員が同志社の大学設立運動に協力し始めるのは、一八八三年秋以降のことである。

北垣の判断により命運を保った京都府医学校は、十一月には甲種医学校の認定を受け、陣容とカリキュラムを整えていくこととなる。

一方、府医学校の受け継ぎは成らなかった新島ではあるが、大村と手を組んでの医学校計画は、ベリーの参画により具体化していった。一八八二年五月以降の国による医学教育政策の進展は、公立医学校の現場に精通するベリーを通じて、図らずも計画策定の追い風となった。政府の認定を受け、府県の医学校に太刀打ちできる本格的医学校を目指したベリーの意向を反映しつつまとめられたのが、京都民立医学社構想である。アメリカン・ボードおよび日本人からの寄付金により、医学校・看病人学校・病院を合わせた総合医療施設を建設し、府当局の監督も仰ぎながら経営するというビジョンであり、結社には府議の伊東や中村も加わっていた。

しかしこの計画は、洞酌医学校の現場の合意を得られなかったため、資金面でつまづいた。医学校構想はキリスト

教勢力内部に閉じられた方向へ舵を取り、ペリーは来日諸教派との連携を主軸に、新たな模索を開始する。<sup>(65)</sup>

やがて一八八六年、同志社に誕生したのは、医学校を欠く看病婦学校と病院であった。一八八〇年代後半における森文政期諸学校令体制下の事象として、文部省や京都府（北垣知事）との関係から解釈することが本稿に続く課題となるが、後日の考察に委ねたい。

## 注

- (1) 本井康博「京都ステーションの特異性」(同志社大学人文科学研究所編『アメリカン・ボード宣教師 神戸・大阪・京都ステーションを中心に、一八六九〜一八九〇年』教文館 二〇〇四年、以下本井A)、新島襄全集編集委員会編『新島襄全集』8年譜編(同朋舎出版 一九九二年) 参照。
- (2) 京都府医師会医学史編纂室編『京都の医学史』(思文閣出版 一九八〇年)。同書は、新島と大村の間に悪感情が残っていたとは考えにくい、と中村の記憶違いを指摘する。
- (3) 本井康博「新島襄と大村達斎——新出書簡をめぐって——」(『同志社談叢』第二十八号 二〇〇八年、以下本井B)。中村の記憶違いはあるものの、大村の違約に対して新島が激怒したという回想には信憑性があるという立場をとり、(2)とはある意味対照的である。
- (4) 吉田亮「ステーション間の相互作用とアメリカン・ボードの日本伝道」(前掲『アメリカン・ボード宣教師 神戸・大阪・京都ステーションを中心に、一八六九〜一八九〇年』)は、「根拠は定かではない」と注記している。新島と北垣の良好な関係は、高久嶺之介「新島襄と北垣国道」(伊藤彌彦編著『新島襄全集を読む』見洋書房 二〇〇二年)も指摘する。
- (5) 通史編一の第十一章「京都看病婦学校と同志社病院」
- (6) 京都府療病院・医学校については、『京都府立医科大学百年史』(一九七四年)、『京都の医学史』(思文閣出版 一九八〇年) 参照。
- (7) ヨンケルは横暴で仕事に不熱心、マンسفエルトの医学は時代遅れであり、実際に着実な成果を上げたといえるのはシヨイベだったとされる。シヨイベは一八八〇年十一月、満期三年の契約を終了したが、契約は三年間更新された。なお、ヨンケル解雇時に、ペリーを招聘する話が持ち上がったこともあった。この点は拙稿「明治前期における医学・洋学教育体制の形

- 成とキリスト教界——岡山県とアメリカン・ボード——」〔キリスト教社会問題研究〕第五十四号、二〇〇五年を参照。
- (8) すなわち東京・神奈川・新潟・大阪・兵庫・長崎を除く。愛知はヨンクハウス(米)・ローレッツ(塊)、石川はスロイス(蘭)・ホルターマン(蘭)・ローレッツを雇用した。静岡には、カナダメソジスト教会宣教師マクドナルドが赴任している。明治前期のお雇い外国人医師には、非宣教医系(≡欧州系)と宣教医系(≡北米系)とがあるといえる。ロイトル(蘭)解任後、アメリカン・ボードのテイラーとベリーの雇用につながっていく岡山県は両方の性格を有するが、その状況については、同右拙稿参照。
- (9) 以下汎愛医学校については、「郡区私学校願」明治十四年、京都府立総合資料館所蔵『徳重文書』〔複写〕六一三、「大阪日報」明治十四年二月二日。
- (10) 以下洞酌医学校については、「郡区往復綴込」明治十六年、同前『徳重文書』六一三、「日本立憲政党新聞」明治十四年二月十日、十九日、明治十五年六月十四日。
- (11) 大村達斎については、藤田俊夫「大村達斎——その事跡と達斎をめぐる人々」〔啓迪〕第六号 一九八八年)参照。大村のキリスト教(同志社)への積極的支援を疑問視し、中村やベリーを介して新島と知り合ったのではないかと推定するのが注(3) 本井Bであるが、現在のところ、両者の接近の理由を語る決定的史料は見つかっていない。
- (12) 長崎大学医学部編『長崎医学百年史』(一九六一年)
- (13) 一八七九年度の府会については、「明治十二年 京都府会議事 附日誌」(京都府立総合資料館所蔵。以下府会議事録はすべて同館所蔵)による。
- (14) 一八八〇年度の府会については、「明治十三年八月 京都府会議事録」による。
- (15) 一八八一年度の府会については、「京都府通常府会議事録 明治十四年」による。
- (16) 「甲第六号議案教育費中医学校費決議ノ理由開申書」(京都府会議長松野新九郎より京都府知事北垣国道代理京都府大書記官国重正文宛、明治十四年六月二十一日付 同右所収)
- (17) 一八八二年四月十日の府会における森務議員の発言(注(20)参照)。
- (18) 一八八二年度の府会については、「京都府通常府会議事録 全 明治十五年」による。以下、府議発言の引用注に付した同年度「京都府会議事録」は、すべて同書所収。
- (19) 京都府議会議務局編『京都府議会議歴代議員録』(一九六二年)。以下府議の略歴や当該期の立場については、同書および京都府編『京都府会志』(一八九七年)参照。

- (20) 四月十日「京都府会議録事第九号」
- (21) ただし郡部選出議員のなかには、北部船井郡の田中半之丞など廃棄に懐疑的な者もあり、当該問題に関する府会の構造を、区部対郡部と一概に勢力分けすることは控えたい。伊東と同様の論者には、立憲政党组設に関与し愛民義塾を主宰していた南部綴喜郡の吉田がいるが、対立する田中半之丞として立憲政党员である点は同じであった。同じ郡でも、北部と南部では民間教育の進展具合が異なっていたことが、意見の相違の背景にあるといえる。
- (22) 以下、四月十三日「京都府会議録事第十二号」
- (23) 「明治十五年度 京都府会決議録 第貳編」(「京都府通常府区部郡部決議録 全 明治十五年」)
- (24) 四月十一日「京都府会議録事第十号」
- (25) 五月三十日「京都府会議録事第三十三号」
- (26) 四月十日「京都府会議録事第九号」
- (27) 五月五日「京都府会議録事第廿壹号」
- (28) 五月三十日「京都府会議録事第三十三号」
- (29) 小股憲明は「明治期京都府の教育政策」(本山幸彦編『京都府会と教育政策』日本図書センター 一九九〇年)において、「府会の医学校費全廃自体が同志社の動きを計算にいれ、それと連動していた可能性がある」と注記している。本節の分析からすると、先見的な指摘といえる。
- (30) 「同志社大学記事」(『新島襄全集』1教育編〔同朋舎出版 一九八三年〕所収)
- (31) 「日本立憲政党新聞」明治十五年三月三十一日
- (32) 南山義塾については、田辺町近代誌編さん委員会編「田辺町近代誌」(一九八七年)第七章「田辺の教育」を参照。祝辞は前掲『新島襄全集』1所収。本井Bはこれを一八八一年の開業時の祝辞と推定するが、『日本立憲政党新聞』明治十五年五月三日により、新島が出席した一八八二年四月の正式な開校式時の祝辞とみられる。和田については、新島の「日誌」(『新島襄全集』5日記・紀行編所収)六月十四日に、本人から就任断りの連絡があったことが記されている。
- (33) 『日本立憲政党新聞』明治十五年六月六日。その他、上京下京区でも、区長や戸長が醸金や協議費、勸業恩賜金などを用いて、中学校や医学校を受け継こうとする動きがあった模様である(同明治十五年五月二十五日、六月六日、六月九日)。
- (34) 五月二十七日「京都府会議録事第三十一号」
- (35) 注(32)「日誌」。ここでは「綴喜郡ノ伊藤経夫氏来訪ス」と解説されているが、これは「伊東熊夫」の解説ミスであろう。

- (36) 六月十四日「京都府会議録事第四十三号」
- (37) 『日本立憲政党新聞』明治十五年五月十七日
- (38) ただし彼らはこのとき同志社社員ではない。中村はこの問題が一段落した一八八三年三月に社員となり、医学校設立運動を改めて支えていく。
- (39) 五月八日「京都府会議録事第廿三号」
- (40) 五月二十七日「京都府会議録事第三十一号」
- (41) 『日本立憲政党新聞』明治十五年六月六日
- (42) 「京都府会議録事第四十一号」、小林嘉宏「京都府会における中学校論議——明治前期」（前掲本山幸彦編『京都府会と教育政策』所収）
- (43) 『日本立憲政党新聞』明治十五年六月三十日
- (44) 荒井明夫「明治中期府県管理中学校における「官」と「民」——京都府尋常中学校を事例として——」（『日本教育史研究』第八号 一九八九年）参照。諸学校通則は、民間から維持費を拠出させ、府県が管理することを可能とする。
- (45) 「第七号 中村翁伝未定稿」（同志社大学人文科学研究所所蔵「中村栄助伝稿本」マイクロフィルム）
- (46) 松山高吉「旅日記」（溝口靖夫『松山高吉』創元社、一九六九年、注（32）「日誌」
- (47) 新島遺品庫一八五（Dr.Berry宛書簡稿（一八八一年十二月二十一日付・Dr.Omuraに関するもの）他）。「Our friend Mr. Omura」に「ひつじ記せうとせし」の語。
- (48) 以下、注記がない限り、新島の動きは注（32）「日誌」、「日抄」（前掲『新島襄全集』5所収）による。ここでの十月から十二月までの経緯については、注（3）本井Bも記すが、本稿は、①十月半ばのペリーの書簡は、面談場所を京都にするか岡山にするかの相談であり、自身の京都移転か岡山残留かを相談するレベルではない、②ペリーの依頼による十一月の新島の岡山出張は事実である、③十二月十二日のペリーより新島宛書簡における“government”は政府ではなく京都府のことを指す、との別見解を示すものである。
- (49) 本書簡を含め、本節で使用したペリー宛新島宛の書簡三通（十月三十一日、十二月十二日、一月十八日）は、「新島遺品庫」二四一九、二四二二、二四一〇。いずれも同志社大学人文科学研究所編『新島襄宛英文書簡集（未定稿）（1）』（二〇〇七年）に翻刻収録されているが、解説ミスの箇所もある。
- (50) この時期の医学校計画については、河野仁昭「新島襄の大学設立運動（一）」（『同志社談叢』第九号 一九八九年）も叙述

している。河野は新島が翻訳したという「校則」を、「ペリー所有の医学校に関するもの」とみているが、ペリーは岡山県  
医学校雇で医学校所有の事実はなく、新たな医学校構想の規約草案翻訳と考えるほうがよいだろう。

- (51) 自給路線か否かをめぐる新島とペリーの見解の相違とみることもできる。自給問題については、注(1)本井A、注(4)  
吉田論文参照。

- (52) 「同志社記事」(前掲『新島襄全集』1所収)。

- (53) 本書簡は一八八二年一月十八日付であり、注(3)本井Bもそのように叙述する。だが本稿では、年頭のことでもあり、ペ  
リーが一八八三年を一八八二年と書き間違えたものと推定する。少し大胆な実証であるが、「戻ってから」(“since my  
return”)頭痛でしばし手紙が書けなかったと述べ、新島の妻に京都滞在中の礼を伝えてほしいと告げていることより、一月  
十日の来洛後に書かれたと考えられるからである。一八八二年一月にペリーが京都を訪問した事実はない。

- (54) 神戸時代の小野については、茂義樹『明治初期神戸伝道とD・C・グリーン』(新教出版社 一九八六年)、『七一雑報』一  
八七七年七月二十日に掲載された小野の航米日記には、ペリーと同船だったことが記されている。また、帰国後の活動を予  
定していた奈良病院とは、内務省衛生局編『衛生局第八次年報』(『明治期』衛生局年報 第四卷(原書房 一九九二年)  
所収)によれば、一八八二年に創設された吉野郡の「私立寧楽病院」だと推定できる。なお小野は岐阜県出身であり、新島  
も岐阜訪問の折にはよくその実家を訪れたようだ(注(3)本井B、注(48)「日抄」所収)。

- (55) 「医学校規定」(前掲『新島襄全集』1所収。「新島遺品庫」一五三)。ただし原文書には表題なし。英文は「新島遺品庫」○  
一五九〔医学校設立・維持・管理・経営に関する意見〕。なお、「新島遺品庫」○一六〇〔キリスト教医学学校設立団体の規約  
原案の一部〕はペリー筆と推定され、運営会議の開催要領や会計・秘書・諸職員の選考方法などを詳しく定めたものである。  
一月十八日の手紙でこれを三と四の間に挟むよう新島に求めていた。また、五の「客員」と同じ権限を“The Trustees of  
Doshisha”に認めようとした英文草稿も残っている(「新島遺品庫」○一五二〔医学校設立に関するメモ〕)。

- (56) 注(50)論文において河野は、一八八三年四月八日付中村栄助宛の新島書簡に、ペリーの「看病人学校」のことで相談があ  
ると書かれていることに触れ、この段階で医学校と別にそっくりな学校を設けようとする意図がペリーや新島にあったわけ  
ではなく、どちらの学校にするか、まだ確定していなかったにちがいないと推定している。だがここでみたように、「京都市  
立医学社」構想は当初から「看病人学校」も作ろうという大計画であった。

- (57) しかし「新島遺品庫」一一三一〔医学校設立に関するメモ〕(英文)に記された単語(“Medical Miss. Training Institute”,  
“Theo.”)をみると、宣教医養成機能をもつ学校設置が期待されていた向きもある。

- (58) 注(7) 拙稿参照。
- (59) ベリーの構想は、神戸時代に着想していた総合医療施設をも髣髴とさせる。一八七二年五月の赴任直後に、神戸居留地の外国人が専用医療施設として自主設立した国際病院 (International Hospital in Higo) の医事監督に就任した彼は、この施設を日本人にも開放し、また兵庫県からの資金も調達することで、キリスト教にもとづく医学教育の中心施設に発展させることを目論んだ。しかし神田県令は兵庫県が管理する神戸病院にベリーを登用する形でその力を發揮させ、県下医療の充実を図った。拙稿「明治初年の神戸と宣教医ベリー——医療をめぐる地域の力学」(『キリスト教社会問題研究』第五二号 二〇〇三年) 参照。
- (60) 前掲「新島遺品庫」〇一五九。川本は三田出身で、神戸を経て天満教会で受洗。大阪専門学校から同志社に転じ、一八八四年にはベリーに同行して渡米、ペンシルベニア医科大に学ぶ。帰国後は同志社病院副院長となる(比屋根安定『日本近世基督教人物史』(大空社 一九九二年復刊))。
- (61) 以下、「新島遺品庫」一五五「洞酌医学校関係書類」による。この書類は「区部常置委員用箋」に記されており、中村榮助の関与の傍証となる。注(3) 本井Bは「同志社医学校発起人会」として、同様の事実経過を叙述しているが、このときの計画は「同志社医学校」ではなく、あくまで「京都民立医学校」であったと本稿では捉える。
- (62) 同右所収。明治十六年二月、山岡弘匡・高屋賀祐・河内周平・伊東貢から校長大村達齋宛。会計惣代河内・伊東から大村宛の書面もある。
- (63) 小野は奈良病院に辞表を出し、すでに来京を決定していた。大村は約束不履行の詫びとして、一年間五十円の小野を雇入れる旨を申し出た(注(32)「日誌」一月二十七日、二月十一日、十三日)。この顛末については、新島と大村の間の「違約騒動」として、注(3) 本井Bが詳しく扱う。
- (64) 「はじめに」に引用した『京都府教育史』上の記述は典拠不明であるが、本稿の分析を踏まえると、大筋では間違いないということになる。ただ、正確にみれば、以下三点の誤認がある。①新島は府会の医学校費廃止を聞いてから動き出したわけではない。②山本覚馬の関与は一八八二年中には確認できず、一八八三年五月以降のことと思われる。③新島の直接の願出や、北垣による直接の却下という事実は確認されない。府会が両者の間に介入することが重要である。
- (65) 冒頭三つ目に掲げた来日諸教派やアメリカン・ボード本部との関係は、これ以降の問題となる。